

”今”返済が難しい方へ

返済猶予という方法があります。

！ こちらは令和4年3月末迄にお申し込みの
！ 緊急小口資金及び総合支援資金【初回】
！ の貸付を対象とした御案内です。 ！

返済猶予申請で返済を1年間遅らせることが可能になりました。

市町村社協等による面談（生活相談）の結果、借受世帯（御本人や御家族）が下記の要件にあてはまり、要件を証明する書類が提出できる場合、返済猶予の申請を行うことができます。

① 地震や火災等に被災した場合

必要書類：被災証明書、り災証明書等の被災した事が分かる書類

② 病気療養中の場合

必要書類：診断書など病気療養中であることが分かる書類

③ 失業又は離職中の場合

必要書類：退職証明書、離職票など失業または離職中であることが分かる書類

④ 奨学金や事業者向けローン（住宅ローン除く）など、 他の借入金の返済猶予を受けている場合

必要書類：他の借入金の返済猶予を受けていることが分かる書類

⑤ 自立相談支援機関に相談し、返済猶予を行うことが 適当であるとの意見があった場合

必要書類：自立相談支援機関からの意見書

※生活状況などをお伺いし、必要な書類を提出していただくことがあります。

⑥ 上記①～⑤と同程度の事由によって返済することが

著しく困難であると認める場合

必要書類：市町村社会福祉協議会からの意見書

※生活状況などをお伺いし、必要な書類を提出していただくことがあります。

申請方法

お住まいの市町村社会福祉協議会による面談（生活相談）を行ったうえで、猶予申請書に必要事項を記入し、要件を証明する書類を添えて申請してください。申請後、沖縄県社会福祉協議会にて審査を行い決定いたします。審査結果は申請者（借受人）へ通知いたします。

【参考資料】

◆[償還猶予リーフレット](#)／厚生労働省

【お問い合わせ先】

[お住まいの市町村社協](#)

(連絡先一覧)

窓口が込み合っている場合があります。来所前にお電話での予約をお願いします。
猶予申請前に返済が始まってしまった場合でもご事情を考慮して柔軟に対応いたしますので
焦らず順番をお待ちください。